

物品購入等入札参加資格審査申請書提出要領（定期受付）

富 山 市

令和9・10年度に、富山市（上下水道局及び病院事業局を含む。）が発注する物品購入、賃貸借、修繕又は売払いの入札等に参加を希望される方は、次の要領により申請してください。

記

1 申請者の資格

次のいずれかに該当する方の申請書は受け付けることができませんので、ご注意ください。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 申請時において、営業年数が1年未満の者
- (3) 国税又は地方税を滞納している者
- (4) 本市入札参加資格を取り消され、2年を経過しない者

2 申請できる業種区分

申請は、別紙（物品申請業種区分一覧）に掲げる区分につき3区分以内とします。
なお、区分内であれば業種数の制限はありません。

3 受付期間等

(1) 受付期間

令和8年11月2日（月）から令和8年12月25日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市役所財務部契約課物品契約係（庁舎西館4階）TEL 076-443-2024

（上下水道局及び病院事業局では、受付業務を行っていないのでご注意ください。）

※ 市役所の駐車場は大変混雑しますので、来庁される方は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

(4) 受付方法

郵送、持参又は富山県電子申請サービスのいずれかの方法で申請してください。

ア 郵送による申請の注意点

- (ア) 受付期間を過ぎた場合は受理できませんのでご注意ください。（締切日必着）
- (イ) 提出書類の到着等の問い合わせにはお答えいたしかねますので、受理の確認を必要とされる方は、「配達証明付き書留郵便」等書類の到着を確認できる送付方法をご利用ください。
- (ウ) 申請書受付票の返送を希望される場合は、「申請書受付票用」と記載した、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

イ 持参による申請の注意点

- (ア) 富山市役所庁舎西館4階の契約課窓口へ直接持参してください。上下水道局や病院事業局では受付業務を行っていないので、ご注意ください。

- (イ) 書類に不備がある場合は受理できませんので、期限までに余裕をもって提出してください。
- (ウ) 受付時に説明を求めることがありますので、なるべく記載内容を説明できる方が持参してください。

ウ 富山県電子申請サービスによる申請の注意点

- (ア) 申請の前に当該サービスの利用者登録をしてください。
(<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SpoJuminWeb/GuestPageHome>)
- (イ) 申請時に添付する書類は、1 ファイルあたり 10MB 未満、添付ファイル全体で 20MB 未満までの容量制限があるため、ファイルを添付できない場合は契約課の代表メールアドレス宛に送付してください。(keiyaku-01@city.toyama.lg.jp)

4 入札参加資格の審査結果等

(1) 審査結果

提出された申請書は、本市の審査基準に基づき審査します。審査結果については、とやま電子入札共同システム>入札情報サービス>富山市>入札参加資格者情報（物品・役務）に掲載されている業者名簿を確認してください。（申請者に通知書は発行しません。）

(<https://toyama.efftis.jp/ebid02/PPI/Public/PPUBC00100?kikanno=162019>)

(2) 有効期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 変更の届出

申請後、申請事項に変更が生じたときは、直ちに入札参加資格変更届出書を提出してください。（届出書は、富山市のホームページからダウンロードできます。）

富山県電子申請サービスによる申請も可能です。

5 申請書等に記載する「所在地」について

申請書等に記載する「所在地」は、公称町名を使用してください。

6 提出書類及び提出方法

次の提出書類を書類番号1～11の順にダブルクリップ等（ホッチキス等を除く。）でまとめ、**A4サイズの透明クリアファイル**に入れて提出してください。

なお、記入の際は、次の説明を必ずご覧ください。

番号	書類の名称	法人	個人	書類の説明
1	物品購入等入札参加資格審査申請書兼誓約書	○	○	本市指定用紙 物品申請業種区分一覧参照
2	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○		法務局が発行するもの（写し可） 申請日の前3か月以内に発行されたもの
	身分証明書		○	本籍地の市町村長が発行するもの（写し可） 申請日の前3か月以内に発行されたもの
3	委任状	△		入札等の権限を支店長等に委任する場合 本市指定用紙 なお、同一人物に対する委任は不可 例：本社代表者A氏から、併任している富山営業所所長A氏への委任は不可

4	納税証明書（国税）	○	○	注意事項(6)を参照（写し可） 未納がないことの証明 令和8年10月1日以降に発行されたもの
	納付状況調査同意書（市税） 【本社（委任する場合は委任先）の所在地が <u>富山市内</u> の場合】	○	○	本市指定用紙
	納税証明書（地方税） 【本社（委任する場合は委任先）の所在地が <u>富山市外</u> の場合】	○	○	注意事項(6)を参照（写し可） 未納がないことの証明 令和8年10月1日以降に発行されたもの
5	財務諸表	○		直前1事業年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等
	確定申告書の写し及び貸借対照表		○	直前1事業年度分 確定申告時に財務諸表を作成している場合は、併せて提出
6	営業実態調査書	○	○	本市指定用紙 3区分まで（区分内であれば、業種数の制限なし。） 申請業種ごとに提出し、必要な許可証等の写しを添付
7	印刷物取扱調査票	△	△	区分「印刷」に含まれる業種を申請する場合に提出 本市指定用紙
8	取引金融機関届	○	○	本市指定用紙 ※富山県電子申請サービスによる申請の場合は、直接申請フォームに入力してください。
9	資本関係・人的関係に関する調査書	○	○	本市指定用紙
10	物品購入等入札参加資格審査申請書受付票	○	○	本市指定用紙 申請者欄を記載
11	申請に係る委任状	△	△	行政書士等が代理申請する場合は、申請者からの委任がわかる書類（任意様式）（要押印）

（注意事項）

- (1) 行政書士等が代理申請する場合は、申請者からの委任がわかる書類（写し可）を提出してください。（紙申請、電子申請両方）
- (2) ○印は申請者が必ず提出しなければならないもの、△印は該当する申請者のみ提出するものです。
- (3) 富山市内に支店や営業所等が設置されている場合であっても、入札等に関する権限が委任されていないときは、市内業者ではなく市外業者として登録されます。
- (4) 記載内容を訂正する場合は、訂正部分を二本線で抹消してください。砂消しゴムや修正液等は使用しないでください。
- (5) 定期受付期間中に申請されないと、令和9・10年度随時受付（令和9年4月1日から受付）まで申請できません。（入札参加資格を得るのは令和9年5月以降となります。）
- (6) 納税証明書（未納がないことの証明）の種類及び請求先は次のとおりです。なお、令和8年10月1日以降に発行されたもの（写し可）を提出してください。

ア 国税の納税証明書

納税証明書（法人の場合は様式その3の3、個人の場合は様式その3の2）の写しを提出してください。ただし、納税の猶予制度を活用している場合は、納税の猶予許可通知書の写し又は納税証明書（様式その1）の写しを提出してください。

イ 地方税の納税証明書

- ・ 本社（委任する場合は委任先）の所在地が富山市内の場合

市税納付状況調査同意書を提出される場合は市税の納税証明書の提出は不要です。
ただし、納税の猶予制度を活用している場合は、徴収猶予許可通知書の写しも併せて提出してください。

・ 本社（委任する場合は委任先）の所在地が富山市外の場合

本社（委任する場合は委任先）所在の市町村の納税証明書の写しを提出してください。ただし、納税の猶予制度を活用している場合は、徴収猶予許可通知書の写しも併せて提出してください。

	税区分	種 類	必要な証明書	請求先
法 人	国税	法人税、消費税及び地方消費税	納税証明書(その3の3)の写し ※電子納税証明書も可 ※納税の猶予制度を活用している場合は、納税の猶予許可通知書の写し又は納税証明書(その1)の写し	本社の所在地を所轄する税務署
	地方税	法人市民税、個人住民税（特別徴収）、固定資産税、事業所税、軽自動車税等	納税証明書（入札参加資格審査用）の写し ※本社を登録する場合は本社の、委任する場合は、委任先の納税証明書 ※未納がないことの証明書が発行されない市町村は、当該市町村（東京都特別区は都）に賦課されている全ての税についての最新の納税証明書 ※当該市町村では納期未到来により納税証明書が発行されない場合は、取得できる最新の納税証明書及び当該市町村への「法人設立届の写し」 ※納税の猶予制度を活用している場合は、徴収猶予許可通知書の写し	当該市町村の税窓口
個 人	国税	所得税、消費税及び地方消費税	納税証明書(その3の2)の写し ※電子納税証明書も可 ※納税の猶予制度を活用している場合は、納税の猶予許可通知書の写し又は納税証明書(その1)の写し	住所地を所轄する税務署
	地方税	個人住民税、固定資産税、軽自動車税	法人の地方税に同じ。	法人の地方税に同じ。

※ 国税の納税証明書は、課税、非課税を問わず発行されますので、非課税または免税事業者の方も証明書を提出してください。国税の納税証明書の交付請求手続は、国税庁のホームページで確認してください。（<https://www.nta.go.jp/>）

7 とやま電子入札共同システムについて

- ・とやま電子入札共同システムを利用するに当たり必要となる ID とパスワードを、入札参加資格審査申請書に記載のメールアドレス宛にお知らせします。
- ・ID とパスワードは、原則として申請者（業者番号）ごとに1つ交付しますので、すでに利用者登録が完了している事業者様については、改めてお知らせはいたしません。

◎ 物品申請業種区分一覧

コード	区分	業種	取扱品目（例）
5001	贈答品	貴金属、贈答品	時計、眼鏡、貴金属、記念品、ギフト
5002		美術、工芸品	美術品、工芸品、陶芸品
5103	事務用品	文具	文房具
5104		用紙	コピー用紙、印刷用紙、和洋紙、ダンボール
5105		OA機器、ソフト、サプライ用品	OA機器、ソフト、サプライ用品
5106		ゴム印、印章	印章、印判、公印
5207	繊維製品	衣料、繊維	被服、繊維製品、帽子
5208		寝具	布団、毛布
5209		旗、染物	旗、のぼり
5310	看板、標識	看板、標識	看板、アクリル板、住居表示板、標識
5411	薬品	医療、防疫用品	医療用薬品、家庭薬、医療用材料、殺虫剤
5412		工業薬品	高分子凝集剤、凍結防止剤
5513	動植物	園芸、観葉植物	植木、種苗、観葉植物、園芸用品、肥料、農薬
5514		動物、飼料	動物、飼料
5615	日用雑貨	荒物、雑貨、清掃用品	荒物、日用品、雑貨、洗剤、ワックス、ゴミ袋、清掃用品
5616		金物、工具	建築金物、大工道具、工具
5617		塗料	塗料、錆止め
5618		皮革、ゴム、ビニール用品	皮革、ゴム、ビニール用品、テント
5719	エネルギー	石油	ガソリン、軽油、重油、白灯油、混合油
5720		ガス	L P G、天然ガス
5721		その他エネルギー	薪、木炭、電気
5822	飲食料	食料品、飲料	米、肉、魚、調味料、乳製品、茶、氷、酒
5923	印刷	一般印刷	活版、オフセット印刷、軽印刷
5924		フォーム印刷	電算帳票、OCR
5925		特殊印刷	シール、地図
6026	家屋、調度	屋根	瓦、とたん
6027		建具、ガラス	サッシ、ガラス、鍵
6028		畳、襖、障子	畳、襖、障子
6029		カーテン、カーペット	カーテン、カーペット、暗幕、緞帳
6030		家具、装飾	家具、木工、インテリア
6231	原材料	骨材	川砂、山砂、碎石
6232		セメント、コンクリート	セメント、コンクリート
6233		アスファルト合材	アスファルト合材
6234		木材	木材、合材、竹材、丸太
6235		管工事材料	管工事材料
6236		金属製品	鋼材、グレーチング
6337	電気機器	家電、照明機器	家電、照明機器
6338		通信、音響、視聴覚機器	通信、音響、視聴覚機器
6339		写真	カメラ、写真用品
6440	機械器具	医療機器	医療用機器、医療用品
6441		福祉機器、介護用品	車椅子、介護用機器、介護用品
6442		理化学、光学、測定機器	分析装置、光学機械器具、測定機器、計量機器
6443		産業用機器	発電機、脱臭装置、ろ過装置、水処理装置、プラント
6444		農機具	農機具、除雪機
6445		厨房機器、食器	流し台、調理台、調理用機器、食器洗浄機器、回転釜、食器、箸
6446		空調機器	空調機器、ポンプ、ボイラー
6447		上下水道用機材	水道メーター、弁栓
6548	教育器材	学校教材	図書、ビデオ、DVD、ミシン、黒板、画材、実験器具
6549		保育教材	保育用品、保育教材、遊具
6550		運動具	運動器具、運動用品
6551		楽器	楽器、音楽CD
6652	防災用品	消防、保安用品	ホース、防火服、消火器、防災用品
6753	車両	一般車両	自動車、自動車修理、部品、電装
6754		特殊車両	特殊自動車、架装
6755		二輪車	自動二輪車、自転車
6756		鉄道車両、船舶	鉄道車両、船舶
6757		タイヤ	タイヤ、ホイール
6158	賃貸借	リース	OA機器、仮設建物、車両、寝具
6159		レンタル	貸衣装、イベント用品、植木
6860	不用品売買	不用品売買（紙）	古紙
6861		不用品売買（自動車）	自動車、自動二輪車
6862		不用品売買（金属製品）	自転車、鉄くず
6863		不用品売買（電気製品）	家電製品
6864		不用品売買（その他廃品）	その他の廃品
6965	その他	その他	その他の業種

※ 申請は3区分までとし、区分内であれば業種数の制限はありません。